

長時間労働を
改善したい

働き方改革推進支援助成金

長時間労働の見直し、労働者の健康確保や職場意識の改善等を促進するための改善計画を作成し、この計画に基づく措置を効果的に実施し各コースに定める成果目標を達成した中小企業事業主に、取組に要した費用（各コースの目的に則した設備投資等）の一定率を助成します。取り組む内容により、次の4コースがあります。

①労働時間短縮・年休促進支援コース 申請先【滋賀労働局 雇用環境・均等室】

申請締切：令和2年11月30日

【対象】

【目標】以下の取り組みを1つ以上実施

- ・月60時間を超える特別条項付き36協定の時間数の縮減
- ・所定休日の増加
- ・特別休暇の整備
- ・時間単位の年休の整備

②勤務間インターバル導入コース 申請先【滋賀労働局 雇用環境・均等室】

【対象】一定の要件を満たした勤務間インターバル制度を導入していない事業主。

【目標】新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入すること。

※受付予定ですが詳細は未定です。

③団体推進コース 申請先【滋賀労働局 雇用環境・均等室】 申請締切：令和2年11月30日

【対象】一定の要件を満たした3事業主以上で構成する団体。

【目標】市場調査の事業、新ビジネスモデルの開発等の支給対象となる取組内容について、事業主団体が時間外労働の削減又は賃上げに向けた取組を行い、構成事業主の2分の1以上に対しその取組又は取組結果を活用すること。

④テレワークコース（テレワーク用通信機器の新規導入等） 申請締切：令和2年12月1日

※④のみ問い合わせ、申請先はテレワーク相談センター（Tel 0120-91-6479）となります。

【支給上限額】①成果により 50万円～200万円 ②成果により 40万円～100万円

③原則500万円（一定の要件を満たした事業主団体の場合は1,000万円）

④成果により 100万円～150万円

※①、②については、成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上または、5%以上で賃金引き上げを行うことを成果目標に加えることができ、その労働者数に応じて加算される場合もあります。

- ・申請額が予算の上限に達した場合等は、申請期限前でも受付を締め切る場合があります。

- ・詳細につきましては、下記の厚生労働省ホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/index.html

問い合わせ先

滋賀労働局 雇用環境・均等室

TEL：077-523-1190（129ページ No.27）

資金面の支援・優遇措置

情報・アドバイスの提供

技術・製品の改善・開発面の支援

販売・取引面の支援